第３号様式(3)－②（特別簡易型・単体発注）

沖縄県土木建築部一般競争入札公告下建第１６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成26年2月17日

沖縄県知事　　仲井眞　弘多

1　工事概要

(1)	工事名	那覇浄化センター2系ポンプ棟流入管管更生工事（その２）			
(2)	工事場所	沖縄県那覇市西地内			
(3)	工事内容	管更生工一式　（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）			
(4)	工期	180日間			
(5)	入札方式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。			
(6)	総合評価の適用方式	特別簡易型	(7)	発注形態	単体発注
(8)	資格審査方法	事後審査型　※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。			
(9)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）	○	リサイクル法	※本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
		○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。	
			議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。	
			準備手続き（予算成立前）	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。	
			準備手続き（交付決定前）	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。	
		○	準備手続き（繰越承認前）	※本手続きは県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、平成２６年２月定例県議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。	
			債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。	
(10)	適用する労務単価 （本案件は、右表のうち、○印を付した労務単価）	○	平成25年4月労務単価	※本工事の予定価格は「平成25年度公共工事設計労務単価（平成25年4月1日）」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。本工事の受注者は建設工事請負契約書第56条に基づき、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。	
			平成26年2月労務単価	※本工事の予定価格は「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	
(11)	本工事にかかる設計業務等の受託者	・（株）沖技			

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業種	土木工事業	(1)及び(2)に記載する事項は、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第５条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等級	Ａ等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成２５・２６年度	
(4)	許可区分	特定建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年号外法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		

(7)	申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。				
(8)	原則として上記１-(10)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者				
(9)	入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第３条第２項の規定に抵触するものではない。 ア　資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合 (ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ　人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合				
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。				
(11)	施工実績	対象期間	自　平成10年4月1日 至　平成26年2月25日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。	
		対象工事	次の要件を満たす施工実績を有すること。 本工事と同種の工事（下水道事業における土木一式工事）		
		備考	当該実績が平成15年４月１日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課(現土木建築部宮古・八重山土木事務所)及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。(以下同様とする。) また、共同企業体の取扱いは以下のとおりとする。 ア　特定建設工事共同企業体(以下「特定ＪＶ」という。)の構成員としての実績は、特定ＪＶの代表者の施工実績を対象とする。 イ　経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)として参加する場合は、経常ＪＶでの施工実績を対象とする。経常ＪＶでの施工実績が無い場合は、経常ＪＶの代表者の施工実績を対象とする。		
(12)	配置予定技術者	資格区分	１級土木施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。	
		備考	ア　「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかを満たす者をいう。 (ｱ)　１級建設機械施工技士の資格を有する者 (ｲ)　技術士（建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者 (ｳ)　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ　配置予定技術者にあっては、申請日以前に３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。		
(13)	その他の条件 （右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）	○	地域要件	(ｱ) 那覇処理区内 （那覇市、豊見城市、南風原町） (ｲ) 主たる営業所	左記の(ｱ)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(ｲ)に示す事業所が存在すること。
			経営事項審査評定値	(ｱ) ○○一式工事 (ｲ) ○○○点	申請期限日現在で左記の(ｱ)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(ｲ)に示す点数以上にあること。
			赤土等流出防止対策施工実績	対象期間 自 平成**年4月1日 至 平成**年*月**日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
				備考	県発注工事、並びにJV構成員としての実績の扱いは、２-(11)備考に準ずる。

(14)	取　抜　け　案　件	・なし

3　入札手続等

(1)　手続き方法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う**電子入札対象工事**である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」に基づき所要の手続きを経ること。				
(2)　設計図書の配布	期　　間	自　平成26年2月17日 ～　至　平成26年3月13日			
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
	問い合わせ先	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班	電話番号	098-868-3484	
(3)　申請書等の提出	提 出 期 間	自　平成26年2月17日 ～　至　平成26年3月3日 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。			
	提 出 場 所	所 在 地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階	提出部数　1部
		課　　名	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班		
	連　絡　先	098-868-3484　内線	提 出 方 法	原則として、持参によるものとする。	
	提 出 資 料	・競争参加資格申請書（別記様式１－１及び別記様式１－２）（以下、「申請書」という。） ・競争参加資格確認資料（別記様式２から別記様式９）（以下、「確認資料」という。） ※申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下、「証明資料」という。）は、３-(10)により後日提出すること。 ※申請書等の作成方法については入札説明書の２による。			
(4)　技術資料の作成説明会	実施の有無	有　・　(無)			
	日　　時	平成**年*月**日（○）　**：** から			
	場　　所	所 在 地	〒***-****	沖縄県○○○○○○○○○○○番地	
		実 施 課	沖縄県○○○○部○○○○課（所）　○○班	連 絡 先	000-000-0000（代）
	備　　考	図面および仕様書を保持している者は持参すること。			
(5)　配置予定技術者のヒアリング	実施の有無	有　・　(無)			
	配置予定技術者に対して、施工計画に関する技術的事項について以下のとおりヒアリングを実施する。				
	日　　時	平成**年*月**日（○）から 平成**年*月**日（○）のいずれかの日			
	場　　所	所 在 地	〒***-****	沖縄県○○○○○○○○○○○番地	
		実 施 課	沖縄県○○○○部○○○○課（所）　○○班	連 絡 先	000-000-0000（代）
	備　　考	企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は配置予定技術者を必ず含め、技術的な事項の説明ができる者とすること。			
(6)　入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	平成26年3月13日（木）8:30		
		入 札 締 切	平成26年3月13日（木）15:00		
	持参による場合	持 参 日 時	平成26年3月14日（金）9:50		
		持 参 場 所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班		
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。			
	入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。 (4) 当該工事の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。 (5) 入札書のくじ番号(任意の数字３桁)は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。			

	工事費内訳書の提出	本工事は、全ての入札参加者に対して第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。 (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
(7) 入札の辞退等	申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札業者については入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。一方、電子入札業者については、特段、書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。なお、本工事の入札後、落札決定までの間に同様の状況となった場合には直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合、または入札後に同様の状況になった場合に報告がなく本工事で落札決定まで至った場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。	
(8) 開札日時	平成26年3月14日（月）10:00　電子入札システムにより開札	
(9) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウの要件に該当する者のうち、入札説明書１－(3)により算出された評価値の最も高い者（以下、「最高評価値者」という。）から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を３者確保できるまでの順位の者を落札候補者とし、当該候補者から証明資料の提出を受けた上で、競争参加資格の有無確認のため事後審査を行う。 ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ　評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。 ウ　提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として事後審査を行う。 また、事後審査の結果、当初選定した落札候補者の全員が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初の落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。 なお、競争参加資格の有無確認のための事後審査は、落札候補者のうち最高評価値者から行い、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の審査は行わないものとする。	
(10) 証明資料の提出	落札候補者に対しては、開札後、以下に示す日時までに「落札候補者通知」により証明資料の提出を求める。 発注機関から証明資料の提出を求められた落札候補者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は競争参加資格がないものとする。 なお、当初選定した落札候補者以外の者の審査の必要が生じた場合は、該当者への証明資料の提出期限は、別途通知する。	
	通　知　日	平成26年3月14日（金）17:00　（予定） ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。
	提出期限	平成26年3月18日（火）17:00
	提　出　先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484　内線 提出部数：1部
	提出方法	原則として、持参によるものとする。
(11) 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施	落札候補者のうち、低価格入札者についてはどのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、速やかに、低入札価格調査制度に係る追加資料(以下、「追加資料」という。)の提出を求めた上で、ヒアリングを実施する。 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、ヒアリングに協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者についてはヒアリングを実施しない。	
	提出依頼	開札後、　平成26年3月14日　17:00　（予定）までに対象業者あて連絡する。
	追加資料	沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gikan/index.html）の「沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保」→「追加資料様式（エクセル）」及び「追加資料作成要領(PDF)」において確認すること。

	提出期限	平成26年3月18日（火）17:00		
	提出先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484　　内線	提出部数	1部
	提出方法	提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。		
	ヒアリング期間	自 平成26年3月19日 至 平成26年3月19日	ヒアリング場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　会議室 沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階
	その他	入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。 ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大２名以内とする。		

(12) 競争参加資格の確認結果の通知	競争参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。 平成26年3月24日（月）（予定）
(13) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。
(14) 本入札に係る資料の取り扱い	ア　申請書、確認資料及び証明資料（以下、「申請書等」という。）並びに追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ　契約担当者は、提出された申請書等及び追加資料を、競争参加資格並びに施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ　提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 エ　申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下、「修正等」という。）を認める。 オ　追加資料については、一旦提出した資料の修正等は認めない。 カ　申請書等、追加資料ともに、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 キ　申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としないことがある。 ク　３-(11)のヒアリングの実施において、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 ケ　申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

4　総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、入札説明書１-(2)及び１-(3)のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書１-(1)のとおり。

5　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第２項第４号）
			以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）

入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の５以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア　有価証券等
イ　金融機関の入札保証
ウ　保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券
エ　金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書

※１　入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。
※２　見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。
※３　保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
(1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者
(2)入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合
(3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

	入札保証金	提出期間	平成26年3月7日　午前９時～午後１時まで
		提出場所	沖縄県○○○○○○○○○○○番地 沖縄県○○○○部○○○○課（所）　○○班 000-000-0000（代）　内線 0000
		提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を持参　※事前に電話連絡すること （納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期間中に領収書を持参すること）
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期間	公告日から　平成26年3月6日　まで
		提出場所	沖縄県那覇市泉崎１－２－２ 沖縄県土木建築部　土木総務課　建設業指導契約班
		提出方法	持参または送付（配達が確認できる方法にて送付すること）
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から２か月とする。
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。		

6　その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２-(12)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 低入札調査基準価格を下回った価格を持ってする契約について	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に２-(12)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。 なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。	
(3) 支払い条件	前金払	契約金額の40%以内
	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
	部分払	「昭和47年７月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険の要否	要　・　(否)	
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後、７日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後７日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。 (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。	
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得及び建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。 また、入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。	
(8) 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う本工事の取扱いについて	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う本工事の取扱いについては、平成25年10月１日付け国土交通省国地契第33号・国北予第23号通知「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」第２の１に準じて取り扱うものとする。 【消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて】 http://www.mlit.go.jp/common/001014374.pdf	

7　本公告に関する質問及び回答

(1)　入札・契約手続きに関すること	問い合せ先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484	
(2)　応募調書資料に関すること	問い合せ先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484	
(3)　現場説明事項及び設計図書に関すること	以下の方法により書面で行う。		
	質問書提出先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484	
	問い合せ先	沖縄県那覇市旭町116－37　南部合同庁舎9階 沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 098-868-3484	
	提出期間	平成26年2月17日（月）から　平成26年3月4日（火） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。	
	提出方法	持参又はＦＡＸにより提出すること。※なお、ＦＡＸにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。	
	回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所並びに入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	
		期間	回答日から　平成26年3月13日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

8　苦情申し立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。
	提出場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班
	提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやＦＡＸ）によるものは受け付けない。
(2)　非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して５日以内（休日を除く）とする。
	提出場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班
	提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやＦＡＸ）によるものは受け付けない。
(3)　再苦情申し立て	契約担当者からの上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。 ア　再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口：　沖縄県土木建築部下水道建設事務所　庶務建設班 受付時間：　午前９時から午後５時まで。 イ　再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部土木総務課　建設業指導契約班 電話０９８－８６６－２３８４	

９　電子入札に関する事項

<table>
<tr><td colspan="3">電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。
なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。

沖縄県電子入札ポータルサイトアドレス　http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html</td></tr>
<tr><td>(1)　システム稼働時間</td><td colspan="2">電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月３日までを除く毎日、午前８時から午後８時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　障害発生時及びシステム操作問い合わせ先</td><td>システム操作・接続確認等</td><td>・電子調達コールセンター　電話番号０５７０－０１１３１１
・沖縄県電子入札ポータルサイト</td></tr>
<tr><td>ICカードの不具合発生時</td><td>取得しているＩＣカードの認証機関</td></tr>
<tr><td>(3)　紙入札での参加等に関する手続き</td><td colspan="2">「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているのでダウンロードして入手し、原則、入札日の1週間前までに必要な手続きを経ること。</td></tr>
<tr><td>(4)　電子入札システム上の通知等の確認</td><td colspan="2">入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・　事後審査通知書
・　落札候補者通知書
・　競争入札参加資格要件不適格通知書
・　未審査通知書
・　日時変更通知書
・　入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
・　入札書受付票
・　入札締切通知書
・　再入札通知書
・　再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
・　落札者決定通知書
・　保留通知書
・　取止め通知書</td></tr>
</table>